

- 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

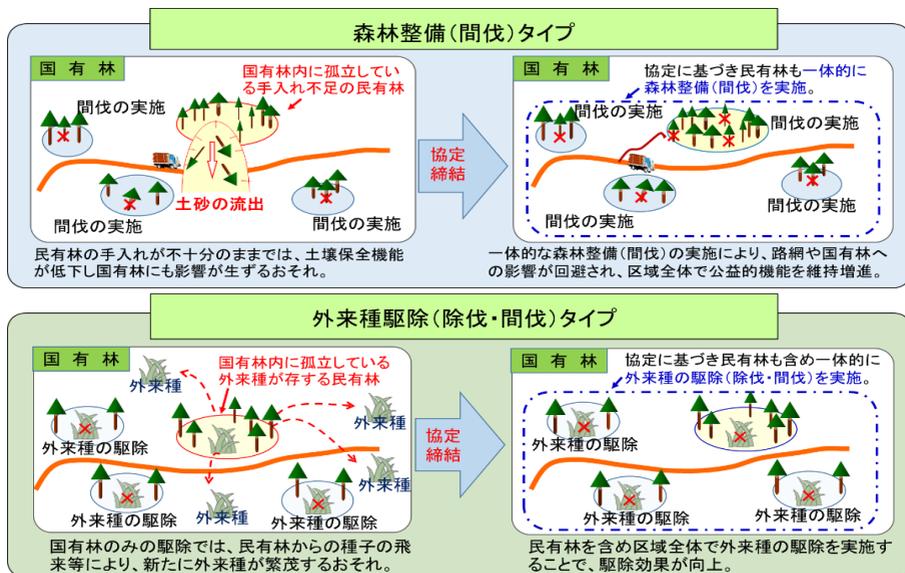
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

国有林野に隣接・介在する民有林野において、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国土の保全など国有林野が発揮している公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種が繁茂して国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障となる場合があります。

このような民有林野について、森林所有者等と森林管理局長が協定を締結し、国有林野事業により一体的に整備及び保全を行う「公益的機能維持増進協定制度」が平成 24 年の森林法等の改正により創設されました。

本制度の活用により、現在までに 15 か所で協定を締結（うち 6 か所は協定を終了）し、民有林野と一体となって、公益的機能の維持のための間伐等の実施、世界自然遺産地域の保全に向けた外来樹種の駆除等に取り組んできました。

図－１３ 公益的機能維持増進協定制度のイメージ



表－１９ 公益的機能維持増進協定の締結状況

概要	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定数	協定面積
森林整備 (間伐) の実施	東北	上小阿仁支署	1	30.68ha
		天竜森林管理署	1	41.45ha
	関東	茨城森林管理署	1	40.36ha
		日光森林管理署	3	162.16ha
	中部	北信森林管理署	2	27.29ha
	近畿中国	奈良森林管理事務所	1	26.90ha
		広島北部森林管理署	1	14.41ha
	四国	嶺北森林管理署	1	47.28ha
九州	鹿児島森林管理署	1	37.76ha	
	北薩森林管理署	1	20.94ha	
外来種の 駆除	関東(小笠原)	関東森林管理局(局直轄)	1	2.21ha
	九州	屋久島森林管理署	1	0.75ha
合計			15	452.19ha

注：1 平成30年3月末現在の状況。

2 協定数15のうち、上小阿仁支署、天竜署、日光署1か所、鹿児島署、関東局(局直轄)、屋久島署の協定は終了している。

事例 公益的機能維持増進協定に基づく間伐事業の実施

北信森林管理署は、平成 27 年に信濃町しなのまちにおいて、民有林所有者との間で、隣接する国有林野と一体的に森林整備を行うことを内容とする公益的機能維持増進協定を締結しました。

平成 29 年度は、作業道の作設及び木が混んでいる箇所の間伐など、健全な森林づくりに向けた整備を実施しました。民有林所有者からは、「作業道の作設により、将来の木材搬出も容易になり、山の管理がこれまでより効率的に行える」といった期待が寄せられています。

今後も、協定の相手方の意向を踏まえつつ、必要な森林整備に継続して取り組むこととしています。

(中部森林管理局 北信森林管理署)



場所：長野県上水内郡信濃町 黒姫山国有林

説明：写真は、間伐前の林内（左上）と間伐後の林内（右下）の様子です。